

宇和島地区広域事務組合消防本部【公式】Instagram ページ運用基準

宇和島地区広域事務組合消防本部【公式】Instagram ページ運用基準を次のように定める。

1 趣旨

この運用基準は、宇和島地区広域事務組合消防本部（以下、消防本部という。）がソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を通じた情報伝達の充実を図るため、宇和島地区広域事務組合消防本部【公式】Instagram ページを圏域住民等への情報提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルネットワーキングサービス（SNS） インターネットを利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段
- (2) Instagram ページ Meta 社が所有する SNS
- (3) ページ 消防本部が Instagram に登録し、作成する Instagram ページ
- (4) ページ管理者 組合職員から選任するページの運営及び管理を行う者
- (5) 利用者 ページの利用者

3 運営主体

- (1) ページの運営主体は消防本部総務課とし、ページ管理者は消防次長とする。
- (2) ページへの情報掲載は、ページ管理者が選任する、消防本部総務課担当職員が行うものとする。

4 消防本部からの情報発信

消防本部がページに掲載できる情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 職員採用に関する情報
- (2) 訓練、広報等、消防本部の日常業務に関する情報
- (3) 消防のイベントや取り組みなどの情報、又はその内容を補完するもの
- (4) その他ページに掲載する情報として宇和島地区広域事務組合組合長が適当と認めるもの

5 運用方法

- (1) 運用時間 不定期に行う。
- (2) 情報の掲載について ページ管理者は情報の掲載について、「宇和島地区広域事務組合ソーシャルネットワーキングサービス運用ガイドライン」に抵触することがないよう、確認を行った上で情報の掲載を行うものとする。
- (3) コメント等への対応 コメントについては原則、返信の対応はしない。ただし、コメントの内容によっては、ページ管理者の判断により、電話または担当部署への電子メールによる問合せを利用するよう、投稿者に対して返信のコメントを行うものとする。
- (4) 利用規約の変更 利用規約は、予告なく変更しうる。ただし、変更を行った場合、変更後の利用規約を本ページ上に公開することとし、変更後の利用規約は本ページ上に掲載した時点から効力を生じるものとする。

6 利用者の遵守事項

- (1) 利用者は、ページの利用に際して、「宇和島地区広域事務組合消防本部【公式】Instagram ページ 利用規約6 遵守事項」に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとする。
- (2) 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、消防本部に一切迷惑をかけるものとする。
- (3) 消防本部は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が消防本部の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
- (4) 消防本部は、利用者がこの運用基準に違反して消防本部に損害を与えた場合は、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

7 違反措置

消防本部は、利用者がこの運用基準のいずれかの条項に違反した場合には、当該利用者に対し事前に何ら通告することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がページ上に掲載した情報、内容等の削除、その他必要な措置を講ずることができる。

8 利用者からの情報についての免責

- (1) 消防本部は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因してその他の利用者又は第三者に損害が生じたとしても、消防本部は一切責任を負わないものとする。
- (2) 消防本部は、利用者から提供された情報に起因してその他の利用者又は第三者に損害が発生したとしても、消防本部の故意又は重大な過失によるものでない限り、消防本部は一切責任を負わないものとする。

9 知的所有権の扱い

- (1) 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は消防本部に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて消防本部に譲渡し、消防本部による当該情報、内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 利用者は、ページを通じて入手したいかなる情報、内容等について個人的又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等してはならない。
- (3) 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で使用してはならない。

10 その他

この他運用基準に定めるもののほか必要な事項は、宇和島地区広域事務組合組合長が定める。

実施開始年月日 令和5年7月26日